

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定工場の準則不適合の場合における変更命令	
根拠法令・条項	工場立地法第 10 条	
所 管 課	産業戦略 部 イノベーション投資促進室	
処 分 基 準	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 工場立地法第 9 条第 2 項の勧告（周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすと認められるときに行う）を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより、同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときに行う。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができない
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	